


水路譲渡に伴う事務手続きの流れ

2026.4.1

	申請者	河川流域管理課／財政局	主な必要書類／留意事項
(約2か月) 事前調査依頼	<p>事前相談</p> <p>↓</p> <p>事前調査依頼</p> <p>↓</p> <p>事前調査 (現場調査)</p> <p>↓</p> <p>事前調査回答書受理</p>	<p>事前調査依頼受理</p> <p>↓</p> <p>土木事務所等へ照会</p> <p>↓</p> <p>事前調査回答書作成</p> <p>↓</p> <p>事前調査回答書交付</p>	<p>【必要書類】 事前調査依頼書、公図、案内図、全部事項証明書、現場写真等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査にあたり、境界調査が必要となる場合があります。 ・公共下水道管が埋設されている場合、下水道河川局管路保全課(045-671-2832)へ照会して下さい。 <p>水路改廃HPはこちら→  「横浜市 水路改廃」 電子申請もできます！</p>
水路変更申請準備	<p>譲渡に係る条件の充足</p> <p>隣接地承諾書等の取得</p> <p>境界調査図等の作成・補正、謄本申請</p> <p>測量、登記用図面作成</p> <p>その他必要書類の作成</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・水路敷に公共下水道管が敷設されている場合、下水道河川局管轄保全課に対し必要な協議、申請を行います。 ・隣接地承諾書は実印押印・印鑑証明書が必要です。 ・境界調査申請は各区土木事務所へ、道路台帳作成・補正は道路・交通政策局道路調査課 (045-671-2774) へ申請して下さい。
(約2か月) 水路変更申請	<p>水路変更申請</p>	<p>水路変更申請受理</p> <p>↓</p> <p>内部決裁・水路用途廃止</p> <p>↓</p> <p>表題登記</p> <p>↓</p> <p>保存登記</p> <p>↓</p> <p>契約部署へ引継ぎ</p>	<p>【必要書類】 水路変更申請書、登記用図面、不動産調査報告書、隣接地所有者承諾書、道水路等境界調査図 (補正後)、境界調査図謄本等</p>
(約2か月) 契約	<p>【財】譲渡契約</p>	<p>【財】価格算定・契約準備</p> <p>↓</p> <p>【財】所有権移転登記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当：総務局管財課(045-671-2263) ・譲渡価格の目安は、その地区の標準的な宅地価格 (地価公示価格等を参考) の概ね半額程度 (平米単価) です。 ・水路敷に公共下水道管等が埋設されている場合、地上権設定を行う場合があります。

※窓口にお越しの際は担当者不在の可能性があるので、以下の連絡先よりご予約のうえお越しください。

横浜市下水道河川局河川流域管理課 権限移譲・資産管理担当(045-671-2856)